

議第155号

呉市港湾管理条例及び呉市天応棧橋管理条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市港湾管理条例及び呉市天応棧橋管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市港湾管理条例及び呉市天応棧橋管理条例の一部を改正する条例
 (呉市港湾管理条例の一部改正)

第1条 呉市港湾管理条例(昭和30年呉市条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第2(第13条関係)					別表第2(第13条関係)				
港湾施設使用料					港湾施設使用料				
施設	種別	単位	金額	摘要	施設	種別	単位	金額	摘要
岸壁、物 揚場及び 棧橋(可 動橋を除 く。)	使用料	船舶		1 外航船舶	岸壁、物 揚場及び 棧橋(可 動橋を除 く。)	使用料	船舶		1 外航船舶
		総トン数1トンにつき		(国内及び			総トン数1トンにつき		(国内及び
		水深 4.5メートル		国内以外の			水深 4.5メートル		国内以外の
		未満		地域にわた			未満		地域にわた
		係留12時間まで	2.6円	つて行われ			係留12時間まで	2.6円	つて行われ
		係留12時間を超え	3.4円	る旅客又は			係留12時間を超え	3.4円	る旅客又は
		24時間まで		貨物の輸送			24時間まで		貨物の輸送
		係留24時間を超え	3.4円	に携わる船			係留24時間を超え	3.4円	に携わる船
		24時間までご		舶をいう。以			24時間までご		舶をいう。以
		とに		下同じ。)を			とに		下同じ。)を
		水深 4.5メートル		除く船舶に			水深 4.5メートル		除く船舶に
		以上		あつては、			以上		あつては、
		7.5メートル		2.6円につ			7.5メートル		2.6円につ
		未満		いては0.2			未満		いては0.2
		係留12時間まで	3.8円	円を、3.4			係留12時間まで	3.8円	円を、3.4

		係留12時間を超え 24時間まで	5.0円	円, 3.8円 については			係留12時間を超え 24時間まで	5.0円	円, 3.8円 については
		係留24時間を超え 24時間までご とに	5.0円	それぞれ0. 3円を, 5. 0円につい ては <u>0.4円</u>			係留24時間を超え 24時間までご とに	5.0円	それぞれ0. 3円を, 5. 0円につい ては <u>0.5円</u>
		水深 7.5メートル 以上		を, 6.7円 については			水深 7.5メートル 以上		を, 6.7円 については
		係留12時間まで	5.0円	については			係留12時間まで	5.0円	については
		係留12時間を超え 24時間まで	6.7円	<u>0.5円</u> を加 算した額と			係留12時間を超え 24時間まで	6.7円	<u>0.6円</u> を加 算した額と
		係留24時間を超え 24時間までご とに	6.7円	する。	2	翌日以降 の荷役を目的として午後5時以降に船舶を係留する場合は, 当該係留を開始した日の翌日の午前8時から使用したものとみなす。	係留24時間を超え 24時間までご とに	6.7円	する。 2 翌日以降 の荷役を目的として午後5時以降に船舶を係留する場合は, 当該係留を開始した日の翌日の午前8時から使用したものとみなす。
		積荷又は揚荷 1回1平方メートルにつき					積荷又は揚荷 1回1平方メートルにつき		
		6時間まで	無料				6時間まで	無料	
		6時間を超え24時間までごとに	3.4円				6時間を超え24時間までごとに	3.4円	
略				1日16回以上					
浮棧橋	係船料	定期船	略						
浮棧橋	係船料	定期船	略						1日16回以上

		係留1回総トン数1トンにつき 3時間まで 3時間を超え24時間までごとに 不定期船 係留1回総トン数1トンにつき 3時間まで 3時間を超え24時間までごとに	3.0円 3.7円 3.7円 <u>7.2円</u>	に専用させる者については、 2割を減額する。
略				
略				
起重機	使用料	起伏式天井型25トン 1台1時間までごとに	<u>5,760</u> 円	
荷さばき地	使用料	1平方メートル1日につき	<u>5.3円</u>	
略				
船舶給水施設	使用料	接岸給水 1立方メートルまでごとに（水料とも）	454円	1 外航船舶を除く船舶にあつては、 <u>36円</u> を加算した額とする。 2 午後5時

		係留1回総トン数1トンにつき 3時間まで 3時間を超え24時間までごとに 不定期船 係留1回総トン数1トンにつき 3時間まで 3時間を超え24時間までごとに	3.0円 3.7円 3.7円 <u>7.3円</u>	に専用させる者については、 2割を減額する。
略				
略				
起重機	使用料	起伏式天井型25トン 1台1時間までごとに	<u>5,860</u> 円	
荷さばき地	使用料	1平方メートル1日につき	<u>5.4円</u>	
略				
船舶給水施設	使用料	接岸給水 1立方メートルまでごとに（水料とも）	454円	1 外航船舶を除く船舶にあつては、 <u>45円</u> を加算した額とする。 2 午後5時

30分から翌日の午前7時までの間に使用する場合は、5割増しとする。

30分から翌日の午前7時までの間に使用する場合は、5割増しとする。

略

略

緑地	使用料	1 露天営業その他これに類するもの 1平方メートル1日につき	<u>57円</u>
		2 行商、募金又は業として写真を撮影するもの 1人1日につき	<u>350円</u>
		3 業として映画を撮影するもの 1日につき	<u>5,292円</u>
		4 興行、展示会その他これらに類する催しをするもの (1) 入場料の類を徴収しない場合 1平方メートル1日	22円

緑地	使用料	1 露天営業その他これに類するもの 1平方メートル1日につき	<u>58円</u>
		2 行商、募金又は業として写真を撮影するもの 1人1日につき	<u>356円</u>
		3 業として映画を撮影するもの 1日につき	<u>5,390円</u>
		4 興行、展示会その他これらに類する催しをするもの (1) 入場料の類を徴収しない場合 1平方メートル1日	22円

		につき (2) 入場料の類を徴収 する場合 1平方メートル1日 につき	<u>56円</u>				につき (2) 入場料の類を徴収 する場合 1平方メートル1日 につき	<u>57円</u>	
略				略					
備考 略				備考 略					

(呉市天応棧橋管理条例の一部改正)

第2条 呉市天応棧橋管理条例（平成12年呉市条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表（第9条関係）					別表（第9条関係）				
施設	種別	単位	金額	適用	施設	種別	単位	金額	適用
浮棧橋	係船料	定期船		1日16回以上の定期航路に専用させる者については、2割を減額する。	浮棧橋	係船料	定期船		1日16回以上の定期航路に専用させる者については、2割を減額する。
		係留1回総トン数1トンにつき					係留1回総トン数1トンにつき		
		3時間まで	3.0円				3時間まで	3.0円	
		3時間を超え24時間までごとに	3.7円				3時間を超え24時間までごとに	3.7円	
		不定期船					不定期船		
		係留1回総トン数1トンにつき					係留1回総トン数1トンにつき		
		3時間まで	3.7円				3時間まで	3.7円	
		3時間を超え24時間までごとに	<u>7.2円</u>				3時間を超え24時間までごとに	<u>7.3円</u>	

略

備考 略

略

備考 略

付 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(提案理由)

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、所要の規定を整備するため、この条例案を提出する。